(財政金融委員会)

銀 行 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 三 一八号) 衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 情 報 通 信 技 術 \mathcal{O} 進 展 等 \mathcal{O} 我 が 玉 \mathcal{O} 金 融 サ ピ ス を \otimes ぐ る 環 境 変 化 に 対 応 L 金 融 機 関 لح 金 融

関 連 Ι Τ 企 業 等 لح \mathcal{O} 適 切 な 連 携 • 協 働 を 推 進 す る と と Ł に 利 用 者 保 護 を 確 保 す る た め、 電 子 決 済 等 代 行

一、電子決済等代行業に係る制度整備

に

関

す

る

法

制

 \mathcal{O}

整

備

等

 \mathcal{O}

措

置

を

講

ず

る

Ł

 \mathcal{O}

で

あ

り、

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

لح

お

ŋ

で

あ

る

業

者

1 預 金 者 等 \mathcal{O} 委 託 を 受 け て \Box 座 情 報 \mathcal{O} 取 得 提 供 等 を 行 う 電 子 決 済 等 代 行 業 者 に 0 1 て、 登 録 制 を 導 入

し、 利 用 者 保 護 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 体 制 整 備 Þ 情 報 \mathcal{O} 安 全 管 理 義 務 等 に 係 る 規 定 を 整 備 す る。

2 電 子 決 済 等 代 行 業 者 に 対 L 電 子 決 済 等 代 行 業 を 行 う 前 に な け る 金 融 機 関 لح \mathcal{O} 契 約 締 結 利 用 者 \mathcal{O} 損

害 12 係 る 賠 償 責 任 \mathcal{O} 分 担 に 関 す る 事 項 等 \mathcal{O} 公 表 を 求 \Diamond る。

3 金 融 機 関 に 対 L 電 子 決 済 等 代 行 業 者 لح 0) 契 約 締 結 に 係 る 基 準 \mathcal{O} 作 成 • 公 表 を 求 8 るととも に、 基 準

を 満 た す 電 子 決 済 等 代 行 業 者 に 対 す る 不 当 に 差 別 的 な 取 扱 1 を 禁 止 す る

4 電 子 決 済 等 代 行 業 者 に 関 す る 監 督 規 定 を 設 け るととも に、 法令 遵 守 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 会員 に 対 す る 指 導 等 \mathcal{O} 業

務 を 行う認 定 電 子 決 済 等代 行 事 業者 協 会 $\overline{\mathcal{O}}$ 認 定 制 度 を 整 備 する。

外 国 銀 行 支 店 \mathcal{O} 事 業 年 度 に 関 す る 特 則

外 国 銀 行 支 店 に 係 る 事 業 年 度 に 0 ١, て、 現 状 \mathcal{O} 兀 月 日 か 5 翌年三月三十 日 まで 0) 事 業年 度又は 外国

銀 行 支 店 \mathcal{O} 本 国 \mathcal{O} 事 業 年 度 と 同 0 期 間 とする。

三、 銀 行 代 理 業 者 が 行 う 変 更 届 出 義 務 \mathcal{O} 緩 和

銀 行 代 理 業 者 \mathcal{O} 許 可 申 請 事 項 に 係 る 変 更 届 出 に つ ١ ر て、 定 0) 条 件 を 満 た す 場 合に は 不 要とする。

四、施行期日等

1 ک 0 法 律 は 部 \mathcal{O} 規 定 を除 き、 公 布 \mathcal{O} 日 カゝ 5 起 算 L て 一 年 を 超 え な 1 範 用 内 に お 1 て 政 令 で定める

日から施行する。

2 金 融 機 関 は \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 日 カゝ 5 起算 L て二年 を超 えな 1 範 井 内 に お 1 7 政令 で 定 \otimes る 日 ま で に、

電 子 決 済 等 代 行 業者 が 利 用 者 か 5 識 別 符 号等 を取得することなく電子決済 等 代 行業を営 むことができる

よう、体制の整備に努めなければならない。